

## 苫小牧市技能功労者表彰要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市表彰条例（昭和45年条例第34号）に定めるもののほか、本市における技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図るため技能を通じて労働者の福祉の増進又は産業の発展に功労のあった者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は市長が次の各号に該当する者について行う。

- (1) 現に表彰に係る技能を有する職業に従事している者
- (2) 技能を通じて労働者の福祉の増進又は産業の発展に寄与した者
- (3) 他の技能者の模範と認められる者

### (表彰の方法等)

第3条 表彰は毎年1回、表彰状等を授与して行うものとする。

2 表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

### (被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、職種別、業種別団体等が推薦したもののうちから市長が選定する。

2 市長は、前項の規定により選定を行うにあたって、公正かつ適正を期するため技能に関して識見を有する者の意見を聞くことができる。

### (補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から実施する。

附 則 （平成18年7月14日改正）

この要綱は、平成18年7月14日から実施する。